

令和3年度第1回池田市国民健康保険運営協議会 議事録

1. 会議の名称 池田市国民健康保険運営協議会
2. 開催日時 令和3年11月5日(月)
午後2時00分～3時00分
3. 開催場所 池田・府市合同庁舎 3階 議会会議室
池田市城南1丁目1番1号

4. 出席者

(1) 運営委員会委員(敬称略)

ア 公益代表 3名

廣瀬育子、前田正幸、下村隆

イ 被保険者代表 3名

東槇勝至、橋本敏美、木村和資

ウ 医師薬剤師代表 3名

北村憲也、見野比左夫、山口正之

(2) 市側

市長 瀧澤智子

副市長 石田健二

事務局 福祉部長 綿谷憲司

福祉国保・年金課長 中尾さやか

国保・年金課副主幹 上田真理子

5. 欠席者 松本純子委員(公益代表)
西田明紀委員(被保険者代表)
松原謙二委員(医師薬剤師代表)
川隅正尋委員(被用者保険等保険者代表)

6. 会議次第

- 開会宣言
- 傍聴報告
- 出席、欠席委員数の報告
- 委員紹介

- 市側出席者紹介
- 市長あいさつ
- 会長あいさつ
- 議題（１） 令和２年度池田市国民健康保険特別会計決算報告について
- 議題（２） 出産育児一時金の改定について
- 議題（３） 未就学児に係る均等割保険料の軽減について
- その他
- 閉会

7. 公開・非公開の別 公開

8. 傍聴者数 0名

9. 問合せ先 池田市福祉部国保・年金課
 (072) 752-1111 内線314
 (072) 754-6253 (ダイヤルイン)
 mail:kokuho@city.ikeda.osaka.jp

10. 議事要旨

- 議題（１）令和２年度国民健康保険特別会計決算報告について
事務局より説明。

<国民健康保険特別会計一覧表>

- ・国保被保険者数は、減少傾向にあり、令和２年度は20,105人（△560人）。
一般で20,105人（△554人）、退職で0人（△6人）。
40歳から65歳未満の介護保険２号被保険者は、6,493人（△163人）。
世帯数は、２年度は13,376世帯（△173世帯）。
- ・減少の要因は、加入者の高齢化により新たに国保に加入される方よりも、75歳になられて後期高齢者医療制度へ移行される方のほうが多い。また、社会保険の適用拡大、高齢者の雇用促進等によるもの。
- ・２年度の歳入歳出決算は、歳入が10,379,800千円・歳出が9,976,186千円。
単年度収支は、197,461千円の黒字。実質収支は、403,614千円の黒字。
（元年度の繰り越し206,153千円含む）
- ・予算に対して、歳出における保険給付費、保健事業費が減少。歳入における国民健康保険料の増加、府支出金の減少、繰入金金の減少。歳入・歳出とも当

初予算より減少したが、歳出の減少が大きかったことが黒字の要因。

<令和2年度国民健康保険特別会計決算構成比グラフ>

- ・歳出では保険給付費が66.0%、国民健康保険事業費納付金が31.3%。歳入では国民健康保険料が22.2%、府支出金が65.0%、繰入金が10.1%。

<年度別収支の推移>

- ・平成17年度から累積赤字が続いていたが、29年度に実質収支が黒字に転じ、以後黒字を維持。

<被保険者数・世帯数・医療費の状況（年度別）>

- ・被保険者数、世帯数とも減少傾向。
- ・診療費総額、1人あたり診療費共に令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で減少。1人あたり診療費については、30年度・元年度とゆるやかな増加傾向にあったが、新型コロナによる受診控え等で減少に転じた。

<保険料の状況（年度別）>

【医療給付費分】

- ・一般の一人当たり、一世帯当たりの調定額が元年度をやや下回る。
- ・府から提示を受けうけた標準保険料率を基準に料率を設定。所得割が減少、均等割・平等割はともに増加した。
- ・賦課限度額は、国の改定から1年後に大阪府が改定。本市もそれに基づいて58万円から61万円に改定。

【後期高齢者支援金分】

- ・一般の一人当たり、一世帯当たりの調定額が元年度をやや下回る。
- ・所得割が減少、均等割・平等割はともに増加した。

【介護納付金分】

- ・一人当たり、一世帯当たりの調定額が元年度をやや下回る。
- ・平等割がなく、所得割・均等割ともに増加した。

会 長 議題1の令和2年度池田市国民健康保険特別会計決算報告についてご質問、ご意見はございませんか。

委 員 令和2年度国民健康保険料の個人における限度額はいくらだったのでしょうか？

事 務 局 医療給付費分61万円、後期高齢者支援金分19万円、介護納付金分17万円、合計96万円でした。

会 長 他にございませんか。ないようでしたら議題1につきましては終了させていただきます。次に、議題2の出産育児一時金の改定について、事務局から説明をお願いします。

- 議題（2）出産育児一時金の改定について
事務局より説明。

事務局

出産育児一時金の改定について説明させていただきます。こちらは、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給額を40.4万円から40.8万円に引き上げるものです。出産育児一時金の支給額は大阪府国民健康保険運営方針にて施行令の額を統一基準とすると定められておりますので、それに沿って改定するものです。

改定に至った背景でございますが、資料1の中段※印に記載のとおり「産科医療補償制度」というものがございまして、こちらは分娩に関連して重度の脳性麻痺となった赤ちゃんとそのご家族の経済的負担の軽減や原因分析、再発防止などを図る目的で設立された制度でございます。

掛金は医療機関が負担するものですが、これにより分娩費用の上昇が見込まれることから従来、保険者が掛金相当分を負担しているものでございます。この度その掛金が1.6万円から1.2万円に引き下げられましたので、現行通りとすると支給総額が減額となってしまいます。子育て世帯の負担軽減等の流れから現行の支給総額42万円は維持すべきではないかといった議論の結果、一時金の本体部分を引き上げることとなったものです。

ここ3か年の支給件数は、平成30年度が58件、令和元年度が68件、令和2年度が63件となっております。

こちらの改定日は令和4年1月1日となっております。改定日以降の分娩に適用されます。

会長

事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見はございませんか。

委員

支給総額42万円に変わりはないということだが、42万円ありきで内訳を変更しているのではないですか。分娩費用自体は上昇しているのでしょうか。医院によって違うのでしょうか、平均でどのくらいかかるのでしょうか。現行の出産育児一時金は分娩費用に見合っていないということでしょうか。

事務局

支給総額につきましては、健康保険法施行令で定められているということで、国の方で決定されております。過去から見ますと、徐々に増加しているところです。国の方で分娩費用の調査等を行いながら決められており、概ね適正な額となっているものと考えています。

委員

本市の出産件数だと年間約700件程ですが、支給件数についての説明は国民健康保険に加入されている方への支給件数という

ことよろしいですか。

事務局 委員ご指摘のとおり、国民健康保険加入者への支給件数でございます。

会長 他にございませんか。ないようでしたら議題2につきましては終了させていただきます。

次に、議題3の未就学児の均等割保険料の軽減について、事務局から説明をお願いします。

事務局 未就学児に係る均等割額の軽減について説明させていただきます。こちらは「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する政令」において規定されたもので、未就学児にかかる国民健康保険証の均等割額を一律5割軽減するものでございます。

施行日は令和4年4月1日となっており、本市においても健康保険法施行令の改定に沿って条例改正を行う予定となっております。令和4年度の保険料から適応される予定となっております。

資料2の3の表をご覧ください。こちらが、今年度の当初賦課時の未就学児被保険者数と均等割額から算出した軽減額になります。

会長 事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見はございませんか。無いようでしたら議題3につきましては終了させていただきます。その他につきまして何かご質問や意見はございますか。

委員 滞納者の比率はどのくらいか。

事務局 比率としては把握していないが、令和2年度決算時の滞納繰越額は約5億7,900万円で、令和元年度に比べ1億6,900万円ほど減少しています。また、令和2年度分の収納率は93.3%でした。

会長 収納率が93.3%ということですが、収納率が改善した要因は何かありますか。また、府内では良い方ですか。

事務局 令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方へのコロナ減免という新たな制度が適用されたことで調定額自体が減少したことも要因と考えています。

また、府内市町村平均収納率は94.33%となっており、府内平均より低い状況です。

委員 収納率向上のためにどのような対策をしているのですか。コロナの影響は今後も続きそうだし、どうしても払えない人がでてくる

のではないですか。

委員 納期限内に納付すること、納付が困難な場合には納期限内に相談に来ていただくことを周知するとともに、納付が困難な方については個々の状況を聞き取りながら減免や分割納付等の納付相談に応じています。また、9割を超える人が期限内に納付いただいている状況で公平性を保つためにも、財産・資産があるにも関わらず滞納している方については滞納処分をおこなっています。

委員 長年払わない人もいるようだが、5年ほど滞納している人への処置はあるのか。

事務局 保険料については、納期限が過ぎて未納があれば随時督促状や催告書を発送しています。また、一定期間滞納が続くと、有効期限が短い保険証（短期被保険者証）や医療機関での負担が10割となる資格者証を交付することとなります。

委員 10月22日のニュースで令和4年度の賦課限度額が3万増額されると報じられていたが、池田市も増額されるのか。

事務局 賦課限度額は、国の改定から1年後に大阪府が改定しており、本市では令和5年度の賦課限度額として適用される予定です。

会長 ほかにご意見等ございませんか。部長から何かございませんか。

部長 令和2年度決算は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、医療費が減少したことや、保険料減免が拡充されたことにより黒字決算となりました。今後は、そうした特殊事情にかかわらず、安定的な運営が続けられるよう、医療費の適正化や保険料の収納率向上に取り組んでいきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

会長 ほかにご意見等ございませんか。市長から何かございませんか。

市長 本日は、ご審議いただきありがとうございます。今後も、国民健康保険制度の安定した運営に向け、国だけでなく大阪府や府内市町村とも協議をしてみたいと思いますので、委員の皆さまにおかれましては、今後とも国保事業運営にご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

会長 ほかにご意見等ございませんか。では、以上で本日予定しておりました議題の審議などはすべて終了いたしました。これをもって閉会させていただきます。ありがとうございました。

（閉会）